

天神川渇水調整協議会 渇水対応タイムライン

事前喝水行動計画(天神川水系)

小田水位観測所 地点 日平均流量 ※注2	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	利水者				※注3
				かんがい用水		水道用水	雑用水	
				(慣行)	(許可)	(許可)	(許可)	
概ね 2m ³ /s 以上	↓ 渇水発生前	平時	▼渇水調整協議会 (定例開催(体制確認ほか)) (毎年度第1四半期を目安とする)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検		【適正な施設管理】 ◇取水・送水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検
			▼渇水調整の事前予告 (日平均2m ³ /s程度)	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集 ◇水資源や節水に関する広報		【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集 ◇水資源や節水に関する広報	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集
			◇渇水調整の事前予告(発信) ◇WEBサイトへの渇水情報掲載	◇渇水調整の事前予告(受信)		◇渇水調整の事前予告(受信)	◇渇水調整の事前予告(受信)	
概ね 2m ³ /s 未満 ～ 1m ³ /s 以上	↓ 自主節水期	自主節水期	▼渇水調整協議会(幹事会) ※取水制限実施について 事前情報共有	【適正な河川管理・情報発信】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ		【情報提供】 ◇利水者への情報提供・節水の 呼びかけ	
			▼渇水調整協議会(第1回) ※取水制限実施について協議	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加	
			◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇番水・節水の地域間調整・実施	◇渇水に備えた体制整備(準備)	◇渇水に備えた体制整備(準備)	◇渇水に備えた体制整備(準備)	◇渇水に備えた体制整備(準備)	
1m ³ /s 未満 ～ 0.5m ³ /s 以上	↓ 渇水調整期	渇水調整期		【適正な河川管理・情報発信】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇渇水調整協議会(幹事会)の 招集・開催 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載 ◇渇水状況広報、記者発表 ◇取水制限時の連絡網の構築 ◇渇水調整協議会の招集・開催	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水の呼びかけ		【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水の 呼びかけ	
				【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	
			◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築 ◇番水・節水の地域間調整・実施	◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築	◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築	◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築		
0.5m ³ /s 未満	↓ 異常渇水期	異常渇水期	※注5 普段取水している量から 一律10%取水制限 一律15%取水制限 一律20%取水制限 ⋮ 一律N%取水制限	▼渇水調整協議会(幹事会)(第N回) ▼渇水調整協議会(第N回) ※取水制限強化について随時協議	【適正な河川管理・情報発信】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載 ◇渇水状況広報、記者発表 ◇慣行水利権者への節水呼びかけ (市町対応含む) ◇渇水調整協議会の招集・開催	【渇水対策強化】 ◇かんがい用水 番水・節水 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化 ◇バルブ・ゲート調節強化	【渇水対策強化】 ◇かんがい用水 取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化 ◇バルブ・ゲート調節強化	【渇水対策強化】 ◇水道用水 取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化
				【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集	
			◇渇水調整協議会への参加		◇渇水調整協議会への参加	◇渇水調整協議会への参加		
※注1								

注1) 上記の数値や濁水の状況については、これまで濁水調整を要した履歴のない天神川水系において初期設定であり、実績に応じ随時追加・見直すものとする。

注2) このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「小田水位観測所地点の日平均流量」に応じて想定される対策・行動を示したものである。

注3) 各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変更できることとするが、基本的にはこのタイムラインに基づき各機関が行動することとする。

注4) かんがい用水の漏水対策については、慣行水利権者と許可水利権者の対応を分けて示しているが、慣行水利権者も施設状況等に応じ、許可水利権者の対応に準じて実施することが望ましい。

注5) 取水制限についてはあくまで目安であり、詳細な制限内容については渇水調整協議会において決定することとする。